

宝塚市景観計画

－2012 年(平成 24 年)－



目 次

別表 「宝塚らしさを感じる」こと から 景観形成基準

第 1 章 宝塚市景観計画の策定について

- 1. 1 景観計画の策定の背景 1-1
- 1. 2 景観計画の位置づけ 1-2
- 1. 3 景観計画区域について (景観法第 8 条第 2 項第 1 号) 1-2
- 1. 4 都市景観の形成について 1-3
- 1. 5 景観の協働の取り組み 1-3
- 1. 6 景観法に基づく諸制度の活用について 1-4

第 2 章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

「宝塚らしさを感じる」・・・宝塚市の都市景観 (景観法第 8 条第 3 項)

- 2. 1 「宝塚らしさを感じる」こと 2-1
- 2. 2 「宝塚らしさを感じる」景観について 2-3
- 2. 3 景観形成の方針について 2-8
- 2. 4 景観形成の指針について 2-11

第 3 章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 2 号)

- 3. 1 景観形成の流れについて 3-1
- 3. 2 景観計画区域内における行為の届出 3-2
- 3. 3 景観計画区域内における景観形成基準 3-4
- 3. 4 景観計画特定地区について 3-16
- 3. 5 景観計画特定地区内の行為の届出 3-16
- 3. 6 景観計画特定地区内における景観形成基準 3-17
- 3. 7 景観形成基準の解説 3-18

第 4 章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第 8 条第 2 項第 3 号)

- 4. 1 景観重要建造物の指定の方針 4-1
- 4. 2 景観重要樹木の指定の方針 4-1

第 5 章 景観重要公共施設等の整備に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

- 5. 1 景観重要公共施設等の指定の方針 5-1

別 紙 景観計画特定地区に関する事項

別表 「宝塚らしさを感じる」こと から 景観形成基準

2.1 宝塚らしさを感じること

P2-1

宝塚らしさ

自然

都市

田園・集落

文化

2.2 宝塚らしさを感じる景観について

P2-3

1 山並みと武庫川を中心とした清流 がおりなす潤いある景観

南部は、六甲山地・長尾山地の山並みが、武庫川を挟んで市街地を抱くように形成し、四季折々の奥行きのある風景をつくりだしている。

北部は、周囲を高い緑豊かな山地に囲まれた盆地の谷筋には川が流れ、小さな尾根や小丘状地形は、奥行きと変化を与えている。



2 自然、歴史に包まれた地域の個性 が輝く景観

南部の山麓低層住宅地は、閑静でうるおいのある住環境を形成している。農住地区は、開放的で緑豊かな景観となっている。河川敷は、市民交流のオープンスペースとなり、周辺に主要な拠点施設が立地している。観光プロムナードには、宝塚大劇場を基調とした統一感のある周辺建物群がある。門前町や街道筋には、寺社や伝統的様式の家屋が残る集落が現存している。



3 北部地域の自然や歴史に培われた 落ち着いた田園・集落景観

北部は、山々に囲まれた田園景観を形成している。神社等の社寺林は、地域のランドマークとなり、伝統的民家の自然材料を用いた擁壁や塀、豊富な植栽や田園と里山が保全されている。多くの人が訪れるレクリエーションの場があり、大原野地区は社会活動の中心となっている。



4 特有の居住文化や芸術文化が育む、 ふれあいの景観

南部では、阪神間モダニズムを形成し、良好な「住宅都市」として評価されている。宝塚歌劇など芸術文化活動や市民主体のイベントなど来訪者の交流が盛んになっている。また地域の景観保全のまちづくり活動は活発である。

北部は、各集落の歴史と風情を感じさせる伝統行事が受け継がれており、また拠点施設が整備され、都市と農村の交流が盛んになっている。



2.3 景観形成の方針について

P2-8

1 自然景観の保全、都市との 共生・調和

山並みや武庫川を中心とした清流など自然景観を保全し、その中央に抱かれた都市との共生、調和を図る。

2 個性的で魅力あるまちなみ 景観の保全・育成

自然特性・歴史の変遷をいかし、市民が育んできた個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成を図る。

3 北部地域の田園・集落景観を保全 ・育成し、自然景観との調和

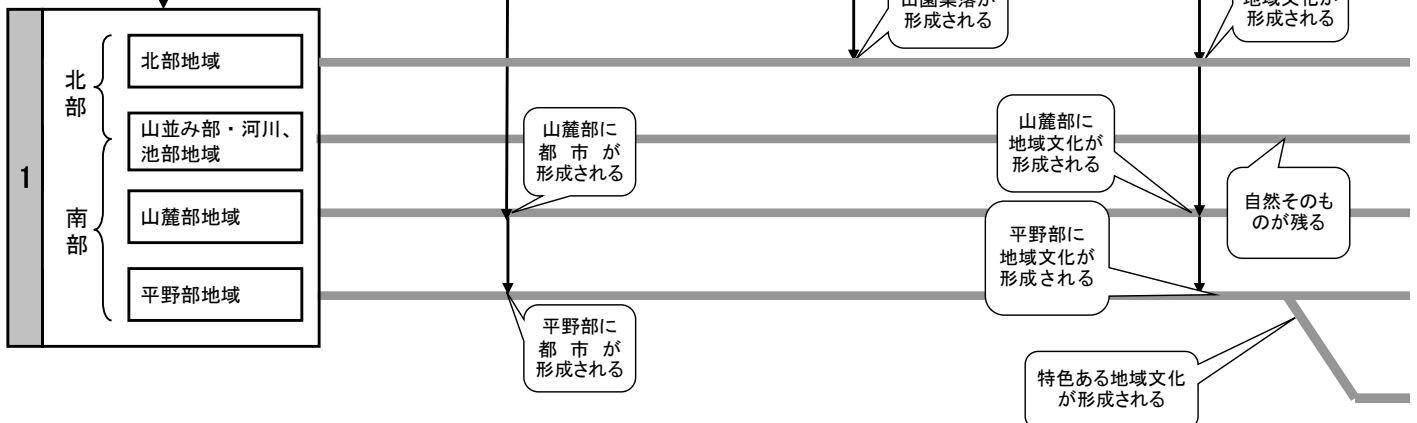
北部地域は、山並みに囲まれた田園・集落の景観を保全・育成し、自然景観との調和を図る。

4 まちづくり活動の推進と 芸術文化の創造・育成

人の活動や事業によるまちづくり活動の推進と芸術文化の交流の創造、育成する。

各地域の現在までの成り立ち過程

地形の特性により分類



3.6 景観計画特定地区内における景観形成基準

P3-16

別紙 景観計画特定地区

別紙 景観計画特定地区の景観形成基準



3.3 景観計画区域内における景観形成基準

P3-4~14

E 北部田園・集落地域の景観形成基準

3-14

(農業振興地域)



A1 山並み部地域の景観形成基準

3-7

(農業振興地域を除く市街化調整区域)



B 山麓部市街地地域の景観形成基準

3-8

(区域区分線から阪急線路敷)



C 平野部市街地地域の景観形成基準

3-10

(阪急線路敷より南東側)



D1 観光プロムナード地域の景観形成基準

3-12



2.4 景観形成の指針について P2-11

E 北部田園・集落地域

A 山並み部・河川、池部地域

A1 山並み部地域の景観形成

A2 河川、池部地域の景観形成

B 山麓部市街地地域

C 平野部市街地地域

特色ある市街地地域

D1 観光プロムナード地域の景観形成

D2-D10 その他の特色ある市街地地域の景観形成